

事業税

本試験問題

〔第一問〕 問 1

問 1 国内に主たる事務所又は事業所を有する法人で外国にその事業が行われる場所を有するものについて、次の課税標準の算定方法について説明しなさい。

- (1) 所得割
- (2) 資本割

〔第二問〕

問 1 次の【資料】に基づき、甲株式会社（以下「甲社」という。）の第32期事業年度に係る事業税の中間申告納付額について、各県に納付すべき事業税の中間申告納付額を、それぞれの計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、前事業年度の事業税額に基づく方法及び仮決算による方法ではなく、前事業年度の課税標準額を基礎として算出する方法によって中間申告納付を行うものとする。

【資料】

1. 甲社の事業年度は毎年10月1日から9月30日までの1年間であり、甲社の第32期事業年度は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間である。
2. 甲社は、A県に本社、支社と工場を設けて製造業を行っていたが、令和3年1月1日にB県に本社と工場を設けて製造業を行う乙株式会社（以下「乙社」という。）と、C県に本社と倉庫x、D県に倉庫yを設けて倉庫業を行う丙株式会社（以下「丙社」という。）を吸収合併（適格合併に該当する。）した。なお、合併後は製造業を主たる事業としてこれらの事業を併せて行っている。
3. 甲社の合併前の資本金の額は300,000千円であったが、令和3年1月1日の合併により、500,000千円となった。

⋮

9. 乙社の各月末日現在の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の従業員数は次のとおりである。

事務所等	月	令和元年												令和2年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1	2	3
本社（B県）		35	35	35	35	36	36	34	33	33	33	33	35	35		
工場（B県）		161	161	160	160	162	161	160	160	160	159	159	159			

（単位：人）

事務所等	月	令和2年											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12			
本社（B県）		33	33	33	33	34	34	34	34	33	33		
工場（B県）		160	161	161	160	162	162	162	161	160			

10. 丙社の各月末日現在の事務所等の従業員数は次のとおりである。

事務所等	月	令和元年												令和2年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1	2	3
本社（C県）		25	25	25	25	23	22	22	22	22	23	24	25			
倉庫x（C県）		65	65	65	66	66	63	63	63	63	63	63	63			
倉庫y（D県）		45	46	46	46	42	42	42	42	46	46	46	4			

（単位：人）

事務所等	月	令和2年											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12			
本社（C県）		25	25	25	25	24	24	24	24	24	25		
倉庫x（C県）		63	62	62	62	62	62	62	61	60			
倉庫y（D県）		45	46	45	45	45	45	42	44	45			

TAC予想問題

●直前対策講義 第3回 補助問題

〔第一問〕

資本金割の課税標準の算定方法について説明しなさい。

●直前対策講義 第4回 補助問題

〔第一問〕

問 1 特定内国法人の課税標準の算定方法について説明しなさい。
ただし、用語の意義及び各課税標準に係る個々の規定については説明を要しない。

●上級演習 第3回

〔第二問〕

A県に本店を設けているX株式会社（以下「X社」という。）が、第36期事業年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の事業税として、令和2年11月30日までに中間申告納付すべき事業税額について、次の【資料1】から【資料2】に基づき、その考えられるすべての方法により計算過程を示して計算しなさい（なお、税率はすべて現行税率で計算しなさい）。

【資料1】

1. 資本金の額は、令和2年7月1日の増資により1億円となったが、それまでは、9,000万円であった。
2. X社は製造業及び販売業を営んでおり、これらの事業のうち、第35期事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の主たる事業は製造業であり、第36期事業年度の主たる事業は販売業である。
3. 事務所又は事業所は、本店のほか、A県及びC県に工場並びにB県に支店を設けていたが、第35期事業年度の10月7日にC県に新たに支店を設置した。
さらにB県の支店は、第36期事業年度の7月10日に廃止している。

⋮

6. 各月末日現在における従業員数は、次のとおりである。但し、（ ）で示した数値は廃止の日現在の従業員の数である。

（単位：人）																				
事業所	年月	平成31年	令和元年									令和2年								
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
A県	工場	39	40	41	45	50	50	49	48	50	50	50	47	47	49	49	50	48	49	47
	支店	50	50	50	49	50	50	50	50	50	50	50	50	50	49	50	48	45	40	39
B県	支店	36	35	36	35	36	37	40	58	64	70	73	72	80	81	85	(39)			
	工場	15	18	22	24	24	24	24	21	22	22	23	23	22	23	22	22	22	23	23
C県	支店								101	100	111	108	105	97	100	100	100	100	120	151
	工場																			

（単位：人）

7. 法人税については、設立以来、青色申告書の提出を行っている。
8. 税率は、A県及びB県は地方税法に定める標準税率とおり、C県は標準税率の1.2倍の率によっている。
9. 上記の付記事項以外については、考慮する必要はない。

ズバリ的中!

【第二問】問2

問2 次の【資料】に基づき、A株式会社（以下「A社」という。）の第5期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれの計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

1. A社の第5期事業年度は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までである。
2. A社は、X県、Y県において事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を設置して、損害保険業を行っている。
3. A社の令和3年3月31日現在の資本金の額は、次のとおりである。
資本金の額 2,000,000千円
4. A社の第5期事業年度の損害保険業に係る元受保険料等は、次のとおりである。

(単位：千円)				
	元受保険料	支払再保険料	受取再保険料	再保険返戻金
運送保険	340,000	4,700	3,300	800
船舶保険	700,000	900	4,200	700
航空保険	300,000	7,000	35,000	2,200
自動車保険	1,650,000	82,000	31,000	5,300
貨物保険	350,000	5,000	20,000	2,300
自動車損害賠償責任保険	522,000	2,000	21,500	1,500
火災保険	205,000	2,500	23,000	800
地震保険	350,000	4,000	25,000	1,600
盗難保険	105,000	500	7,000	200
傷害保険	302,000	2,100	30,000	1,600

●直前対策講義 第2回 補助問題

【第二問】

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、A県に本店、B県及びC県に支店を設けて損害保険業を営んでいる。

下記の資料により、甲社の第25期事業年度にかかる事業税額を計算過程を明らかにして算定しなさい。

<資料>

1. 甲社の第25期事業年度は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間である。
2. 甲社の資本金は、令和3年3月31日現在で50億円である。
3. 甲社の第25期事業年度における収入金額は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	元受及び再受再保険の総保険料	支払再保険料	再保険料返戻金	保険料から控除すべき金額	解約返戻金
火災保険	2,697,529	491,317	98,844	10,790	62,842
盗難保険	218,635	26,237	5,247	—	11,543
草が保険	2,185,277	346,758	79,015	—	35,451
地震保険	519,310	63,453	—	—	—
船舶保険	2,187,292	411,570	70,748	8,749	72,204
自動車保険	6,329,424	876,428	267,036	—	238,521
航空保険	403,991	103,485	—	—	—
機関保険	106,360	12,054	3,993	—	4,903
自動車損害賠償責任保険	1,038,518	215,326	—	—	—
横荷保険	699,419	13,105	36,715	—	19,598
その他	709,068	80,363	26,622	—	32,685

(注) その他には運送保険は含まないものとする。また、保険料から控除すべき金額は火災保険の満期返戻金、船舶保険の期末払戻金で解約以外の事由による保険料の払戻金である。

4. 甲社の第25期事業年度の事務所又は事業所（各県に1店舗ずつ所在する）の従業者数等の状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A県(本店)	350	325	325	322	320	315	310	310	305	310	320	317
B県(支店)	120	120	120	120	125	125	121	121	120	115	115	115
C県(支店)	—	—	—	—	36	66	63	63	68	68	72	73

(注1) C県の支店は8月25日に新設された事務所である。
(注2) B県の支店の損害保険業従事者の数値には、保険の代理業務を行う乙社へ出向している3名（給料は乙社で支給）を含んでいる。

5. 税率は、A県は地方税法に定めるいわゆる制限税率と同一の率、B県は同法に定める標準税率、C県は標準税率の1.05倍である。

ズバリ的中!